

開催年月日 平成29年6月27日(火)  
 質問者 民進党・道民連合 広田 まゆみ 議員  
 答弁者 知事 高橋 はるみ  
 保健福祉部長 佐藤 敏

質問内容	答弁内容
<p>一 手話言語条例の早期制定と北海道障がい者条例の強化について                      (一) 北海道手話言語条例制定の意義について                      手話言語条例の早期制定と北海道障がい者条例の強化について伺います。                      知事は、手話を言語と認め、仮称ではありますが、手話言語条例の制定を公約にかかげました。聴覚を失った方達に対しては、要約筆記、手話など多様なコミュニケーションの手段がありますが、私としては、手話は単なるコミュニケーションの手段を超えた言語であると認識をしています。                      知事は、手話言語条例制定のもつ歴史的、社会的な意味について、どのように認識され、何故公約に明確にうたわれたのか、改めて伺います。</p> <p>(二) 北海道障がい者条例についての評価とコミュニケーション保障のための今後の取り組みについて                      また、手話言語条例制定の議論をきっかけとして、様々な意見があったことは、コミュニケーションの保障がまだまだ不十分であること、障がい当事者のみなさんがこれまで、なかなかそれを表明する場が保障されなかったことが明らかになったものとして重く受け止めています。                      現在の北海道障がい者条例には、第2章に障がい者を支える基本的施策等の中の第13条において、移動手段の確保については明記をされていますが、コミュニケーションの保障については、特段の記載はありません。                      早急に知事は自身の公約に従って、手話言語条例の制定を進めるとともに、併せて、中途失聴の方たちや、視覚障がい者の方たち、知的障がいの方たちなどをはじめとして、コミュニケーションの保障というテーマを最重点に、北海道障がい者条例の活用と検証に取り組むべきと考えます。                      北海道障がい者条例の現状について、知事はどのように評価し、どのように検証、活用していく考えか。                      また、コミュニケーションの保障に関し、今後どう取り組む考えか伺います。</p> <p>(二) -再 北海道障がい者条例についての評価とコミュニケーション保障のための今後の取り組みについて                      手話言語条例などに関してありますが、部長から現行の北海道障がい者条例に基づき、意思疎通支援部会などを設け、色々、コミュニケーションの手段を学ぶことなど検討いただいているとのお答えで</p>	<p><b>【知事】</b>                      手話に関する条例の制定についてであります、聴覚に障がいのある方々が、住み慣れた地域で心豊かに暮らすことのできる環境の整備を図っていく上で、手話は欠かすことのできないものであり、平成23年には障害者基本法が改正、また、26年に障害者権利条約が批准され、手話が言語として明確に位置づけられたところであります。                      私といたしましては、手話に関する条例を速やかに制定し、道民の皆様方に手話に対するご理解を深めていただくとともに、円滑な意思疎通の確保を図り、障がいのある方もない方もお互いに理解し合いながら、ともに暮らす社会の実現を目指してまいりたいと考えております。</p> <p><b>【保健福祉部長】</b>                      障がい者条例などについてでございますが、障がいのある方もない方も、ともに安心して暮らす社会の実現に向けて、道では、毎年度、知事を本部長として、各部長等で構成する「障がい者が暮らしやすい地域づくり推進本部」において、障がい当事者団体等からのご意見やご提案をいただき、条例に盛り込んだ道の障がい者施策の検証や見直しを行い、適切な進行管理に努めてきているところでございます。                      道といたしましては、障がい特性に応じた意思疎通手段の確保を図ることは、大変重要でありますことから、条例に基づき、障がい者施策推進審議会に意思疎通支援部会を設けまして、多様なコミュニケーション手段を学ぶ機会の確保や普及促進方策などを検討いただいております、その結果を踏まえ、今後、障がいのある方のコミュニケーション環境の充実に取り組んでまいりたいと考えております。                      以上でございます。</p> <p><b>【知事】</b>                      障がい者条例などについてでございますが、道では、「障がい者施策推進審議会」に意思疎通支援部会を設置し、有識者や障がい当事者の方々のご参画のもと、様々なコミュニケーション手段を学ぶ機会の確保や普及促進方策などについて、検討いただいているところであり、その結果を踏まえ、今後、障がい</p>

質 問 内 容	答 弁 内 容
<p>したが、これは手話言語条例制定をきっかけに設けられた部会であります。</p> <p>音のない世界に生まれ、生きてきた皆さんの気持ちに私に全て分かるわけではありませんが、手話は単なるコミュニケーション手段ではなく、言語であり、文化であると、私自身は認識しています。</p> <p>道として、これまでの北海道障がい者条例において、コミュニケーションの保障をはじめとする、さまざまな生きづらさ、暮らしづらさを受け止める機会がこれまで不足していたこと、そのことが手話言語条例制定の議論において、障がい当事者団体などから、様々な意見が出ていることの原因であるということなどを道が明確に認識する必要があります。</p> <p>「障がい当事者団体の意見が一致をしないから、条例が作れないんだ」というような、雰囲気が流れるということは、私は新たな差別と抑圧の流布をしているということにつながると思っています、私は絶対に、そのことは許しがたいと思っています。</p> <p>障がい者条例は、議員提案で策定した条例であり、私自身も反省をすることでありますが、移動支援の規定はありますが、コミュニケーションに関する規定がありません。</p> <p>障がい者条例の規定が不十分であると認めるべきではないでしょうか。</p> <p>国の法改正を受けて、平成28年に障がい者条例に差別の禁止を盛り込むなど、改正をされていることは承知をしていますが、コミュニケーションの保障に係る規定をはじめとして、様々な面から、手話言語条例の制定と併せて、さらに細かく障がい者条例の見直しに取り組むべきと考えますが、見解を伺います。</p> <p><b>【指摘】</b></p> <p>手話言語条例ですが、私にとっては、高橋知事の公約としてはいささか唐突に思いましたが、これを機会に、私たちが日常的に使っている音声言語とは異なる言語としての手話について理解が進むことを期待をしています。</p> <p>重ねて強く指摘とさせていただきますが、これまでコミュニケーションの保障をはじめとして、道として行わなければいけない北海道障がい者条例のより有効な活用や検証が不十分であったことが、障がい当事者からの様々な意見があった原因としっかりと認識された上で、知事には4期目の、2期目や3期目ではないのですから、4期目の知事として公約にはっきり掲げた責任をぶれずにしっかりと果たしていただくこと、また、道庁組織として共生社会の実現に向けて、例えば団体への付度的な対応ではなく、法に基づく対応を通して、手話言語条例の制定と併せてコミュニケーション手段や環境を保障する方策について実行されるよう、行政の責任を果たしていただくよう強く指摘をいたします。</p>	<p>のある方々のコミュニケーション環境の充実に向けた方策を検討してまいる考えであります。</p> <p>また、障がい者条例は、施行状況について検討を加え、必要な措置を講じることとされているところであり、審議会からも様々な観点からのご意見を伺うなどして、適切に対応してまいります。</p>